

日常生活自立支援事業 (平成18年度までは地域福祉権利擁護事業)

【概要】

判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行う。

[現在、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として実施。]

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を市区町村社会福祉協議会(基幹的社協※)等へ委託することができる。

平成19年度末現在の基幹的社協等は624カ所。

※ 基幹的社協とは、事業の一部を委託されている市区町村社会福祉協議会をいう。

【対象者】

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【事業の具体的内容】

- ① 福祉サービスの利用援助。
- ② 苦情解決制度の利用援助。
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

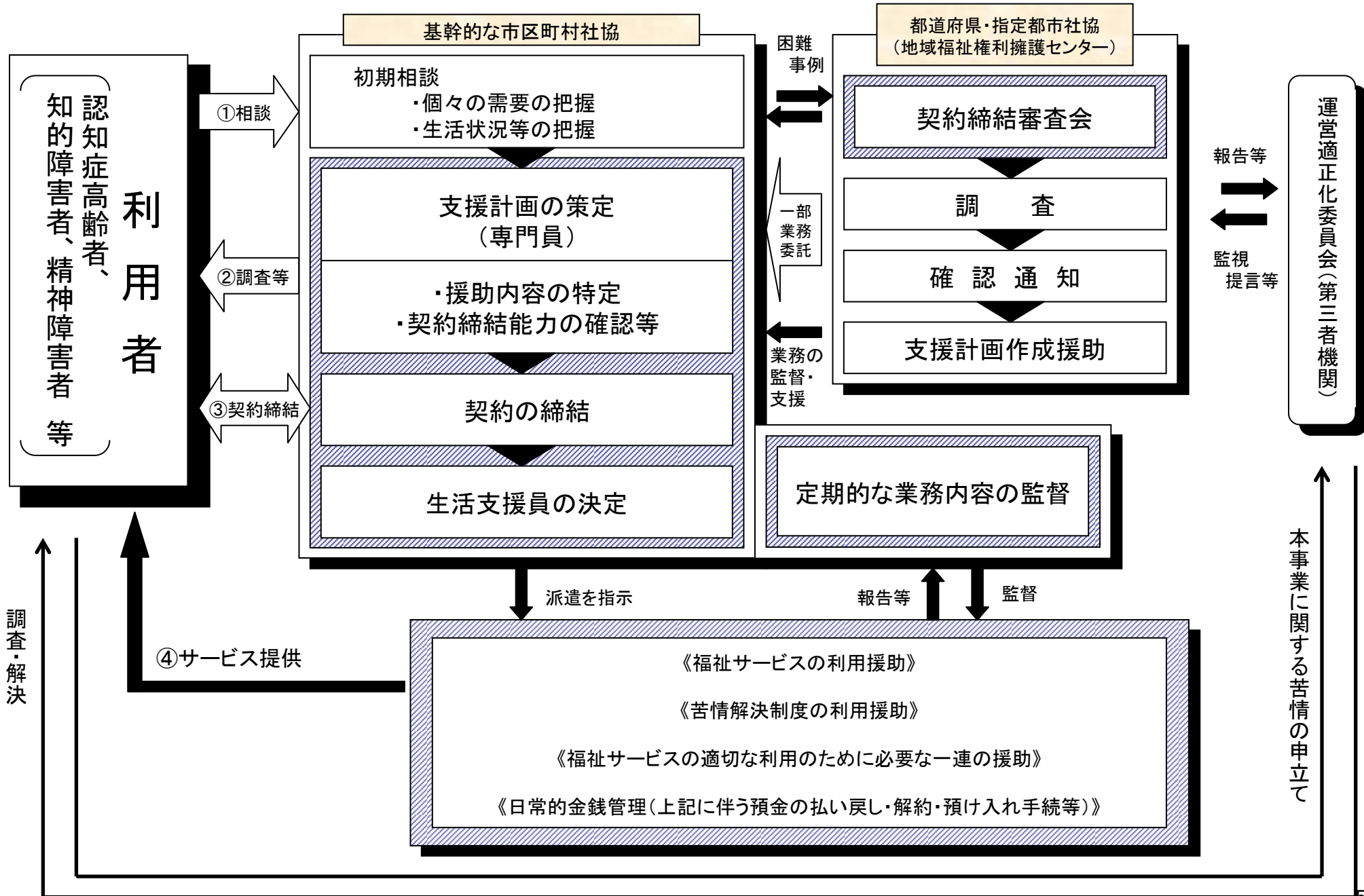
【事業の実施状況】

平成19年度対象者別契約状況は、

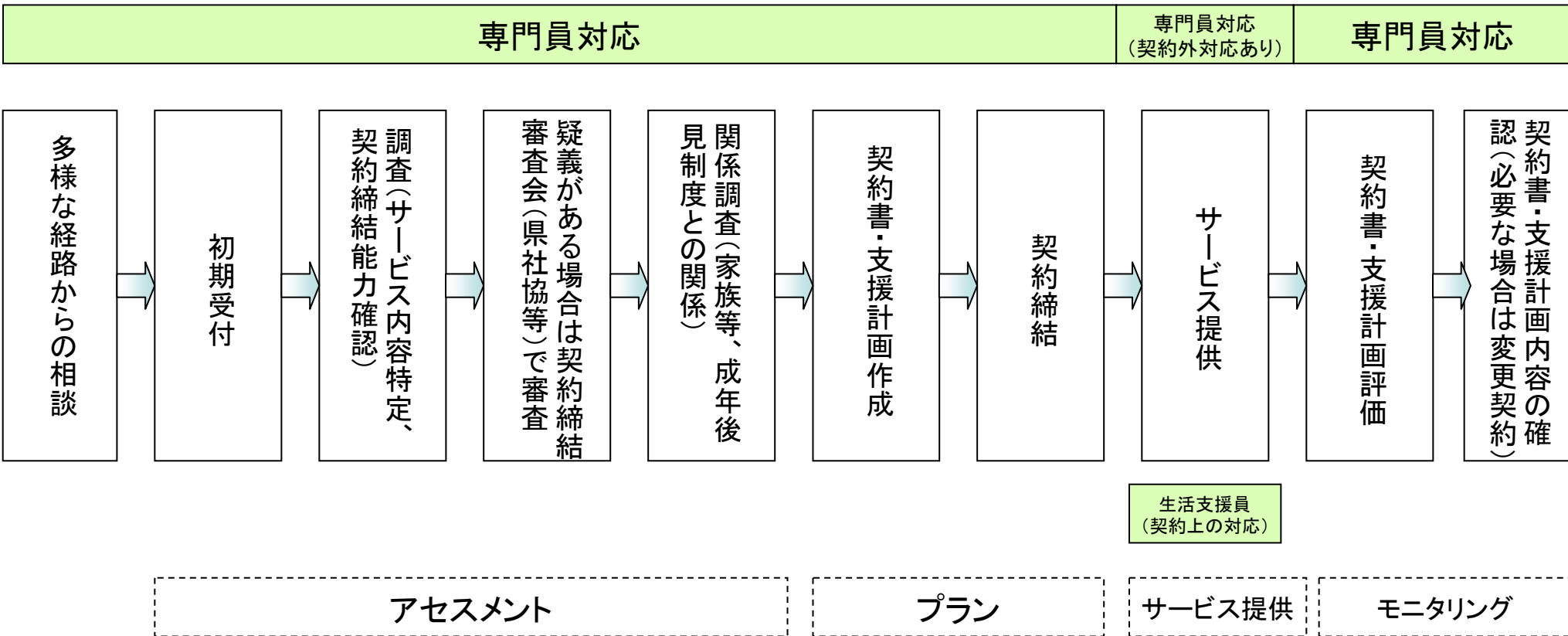
知的障害者が1,211人(全体の約14%)

精神障害者が1,386人(全体の約16%)となっている。(全国社会福祉協議会調べ)

日常生活自立支援事業



日常生活自立支援事業における援助のプロセス



成年後見制度①

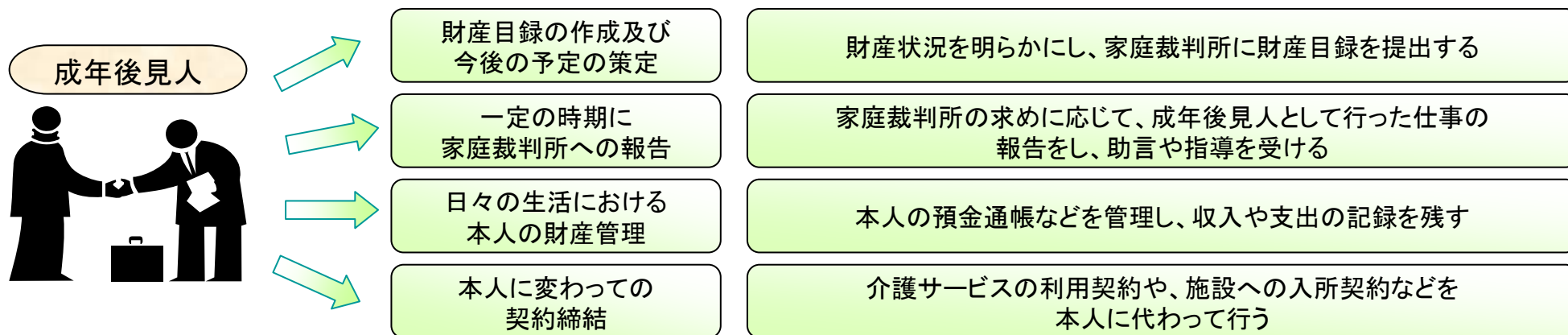
【概要】

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

【対象者】

精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者及び精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分である者

【事業の具体的内容】



【制度の実施状況】

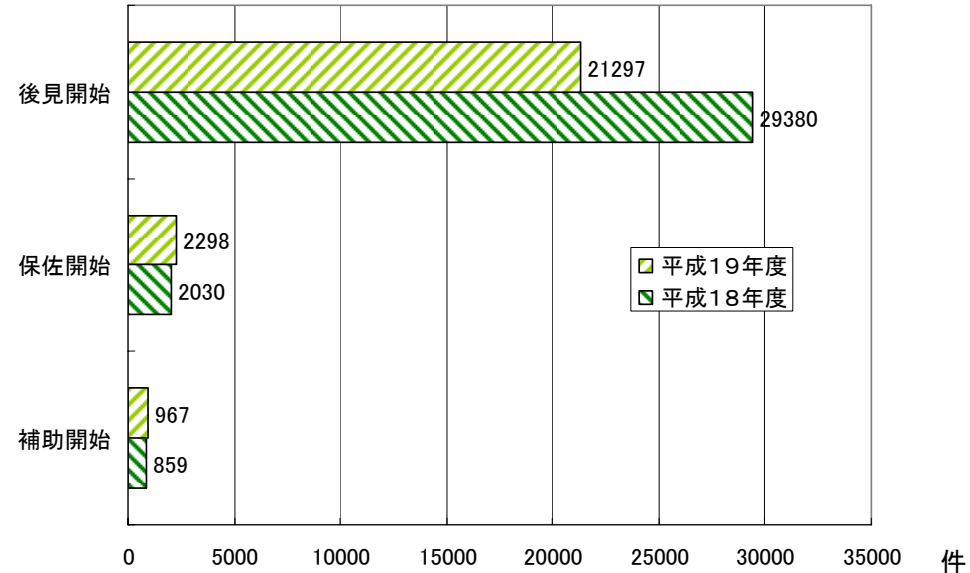
平成19年度における申立件数は、後見開始が21,297件、保佐開始が2,298人、補助開始が967件。

成年後見制度②

制度の利用状況

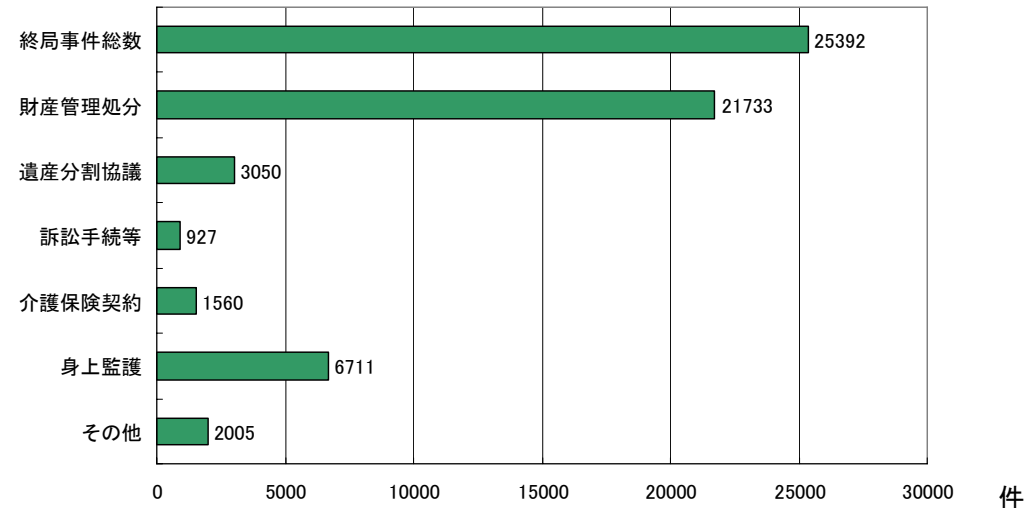
申立件数

◆平成19年度における申立件数は、
 後見開始の審判が、21,297件（対前年度比約28%減少）
 保佐開始の審判が、2,298件（対前年度比約13%増加）
 補助開始の審判が、967件（対前年度比約13%増加）
 となっている。



申立ての動機別件数

◆主な申立ての動機としては、財産管理処分が最も多く、
 次いで身上監護となっている。

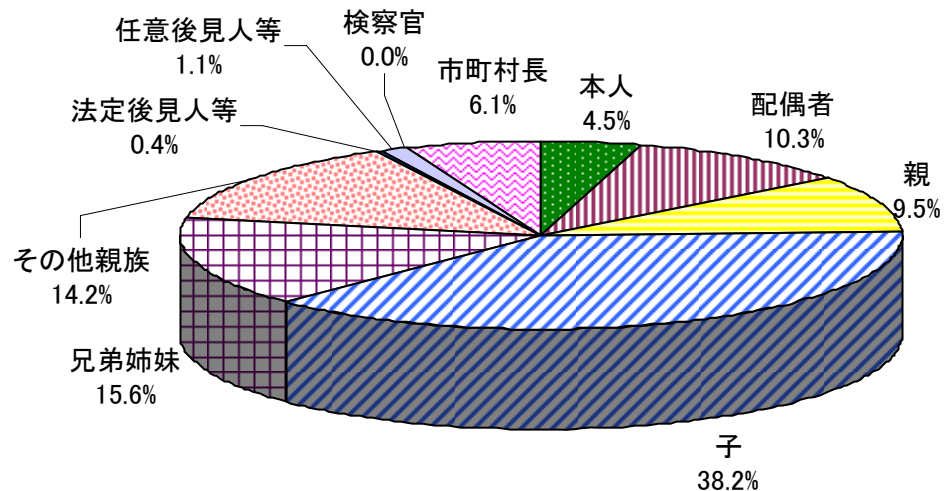


成年後見制度③

申立人と本人との関係

◆申立人については、本人の子が最も多く、全体の約38%を占め、次いで本人の兄弟姉妹が約16%、配偶者が約10%となっている。

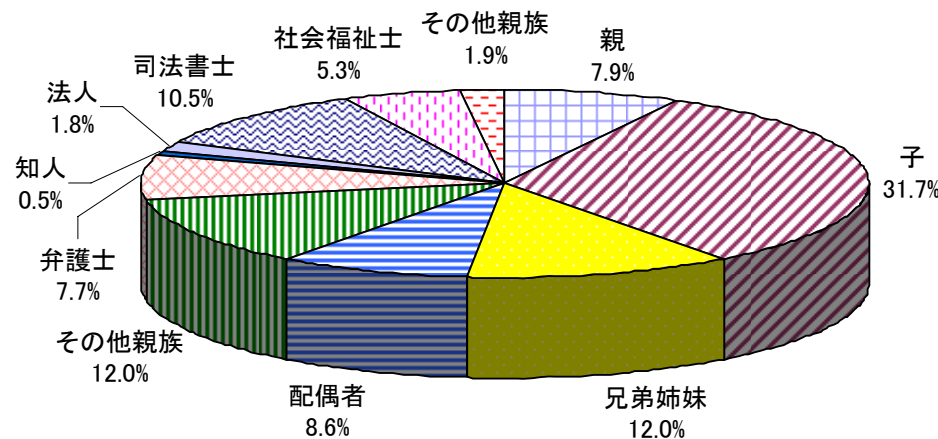
◆市町村長が申し立てたものは1,564件（全体の約6.1%）で、前年の1,033件に比べ増加。



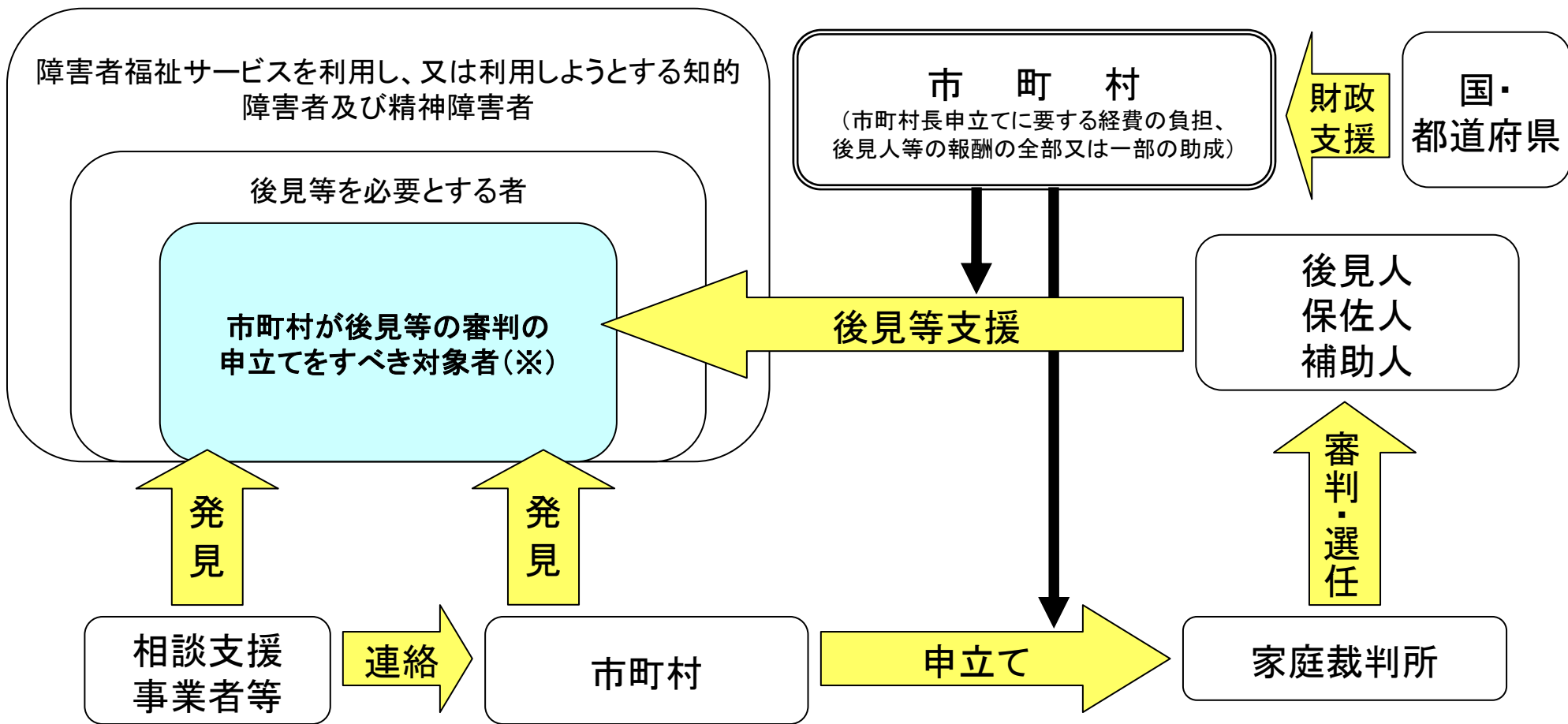
成年後見人等と本人との関係

◆子、兄弟姉妹、配偶者、親、その他の親族が成年後見人等に選任されたものは全体の約72%（前年約83%）を占める。

◆親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約28%（前年約17%）であり、その内訳は、弁護士が1,809件（対前年比約12%増加）司法書士が2,477件（対前年比約26%増加）、社会福祉士が1,257件（対前年比約39%増加）となっている。



成年後見制度利用支援事業



※対象者

・障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

- 地域生活支援事業に位置付け
- 実施主体:市町村
- 費用負担:国1/2、都道府県・市町村1/4